

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）」に対する 我孫子市長の意見

【意見の内容】

福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質は、福島県外にも飛散しており、住民の健康被害の防止や不安の解消を図るため、各自治体は、除染や健康調査をはじめとする様々な放射能対策を実施してきた。

本方針では、福島県外の地域を対象とした健康管理に関する施策は、疾病罹患動向の把握やリスクコミュニケーション事業の実施に留まっているが、放射性物質の影響が福島県内に限定したものではないことを改めて認識し、「被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならない」とする子ども被災者支援法の基本理念に則り、国は、福島県外においても、住民が希望する検査を受けられるようにするなどの健康管理対策に取り組み、不安の解消に努めていくべきである。

○意見の提出日：平成27年 8月 3日（月）